

えりも町
耐震改修促進計画

令和5年2月

えりも町

— 目次 —

第1章 計画の概要	1
1-1 計画の目的及び背景	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物	2
第2章 えりも町において想定される地震の規模及び被害の状況	5
2-1 「北海道耐震改修促進計画」における想定地震について	5
2-2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について	8
第3章 耐震化の現状	10
3-1 住宅の状況	10
3-2 耐震改修促進法14条関連施設の状況	14
3-3 避難所の状況	15
3-4 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等に関する状況	15
第4章 耐震化の目標と取組方針	16
4-1 耐震化の目標設定	16
4-2 取組方針	17
第5章 耐震化に向けた施策の展開	21
5-1 施策展開に向けた各主体の役割	21
5-2 展開施策の方向	21
■資料編	25

第1章 計画の概要

1-1 計画の目的及び背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、建物の倒壊等が原因で多くの尊い命が失われました。国は、この教訓を踏まえ、同年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」とする）を制定し、建築物の地震に対する安全性の向上を図ることとしました。その後も平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震などの大規模地震が頻発したことから、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国及び地方公共団体による計画的な耐震化の推進や建築物に対する指導等の強化が定められました。

本町では、北海道が平成18年12月に「北海道耐震改修促進計画」を策定したことを受けて、平成21年3月に「えりも町耐震改修促進計画」を策定し、住宅・建築物の耐震性の向上に努めてきました。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災では想定を超える巨大な地震と津波により、建物に甚大な被害をもたらした住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢が大きく変化しました。これを受け、国は、平成25年11月に耐震改修促進法を再度改正し、不特定多数の者が利用する大規模建築物への耐震診断を義務づけるなど、地震に対する安全性の向上を一層促進することとしました。

また、国においては「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」の改正が行われており（最終改正：令和3年12月）、こうした状況を踏まえ、北海道においては、平成28年5月と令和3年4月に耐震改修促進計画を見直しました。

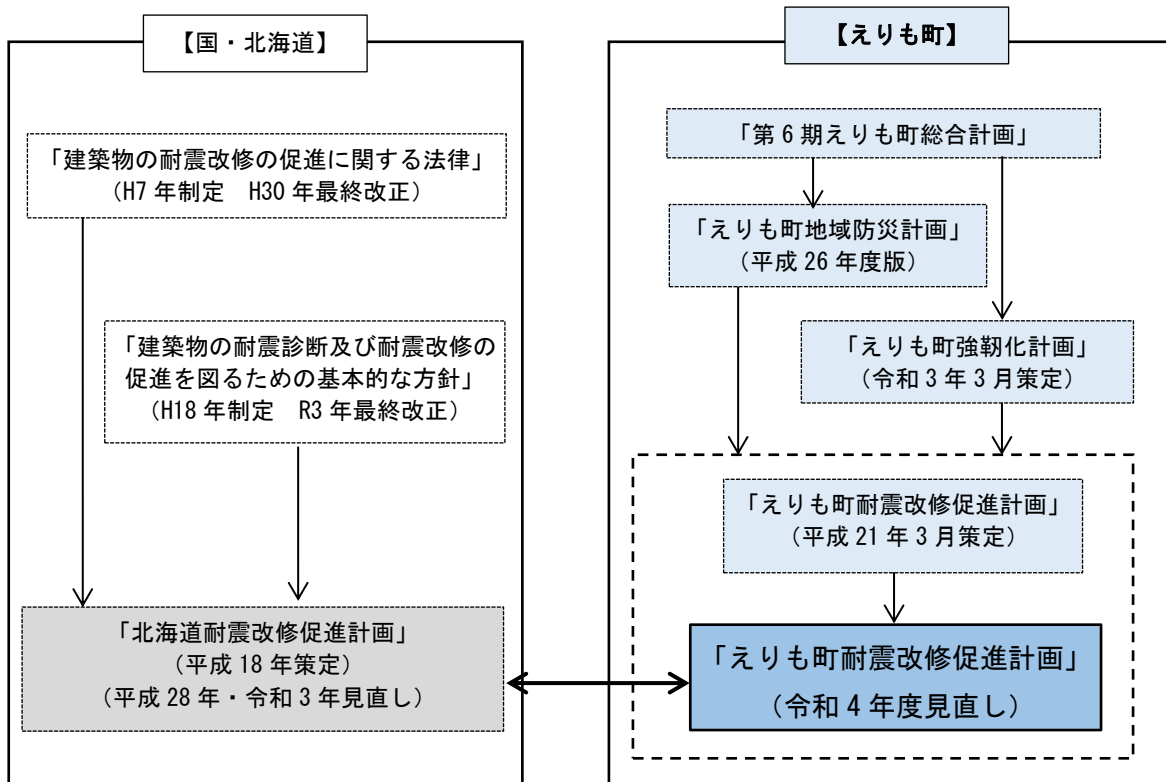
このような住宅・建築物の安全性を取り巻く情勢変化や、新たな日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定等を踏まえながら、えりも町において、住宅・建築物の耐震化により防災性を高め、震災から生命や財産を守り町民が安心・安全な生活が営まれるようにすることを目的とし、新たな計画として本計画を策定することとします。

1-2 計画の位置づけ

市町村耐震改修促進計画に関しては、「耐震改修促進法」第6条において「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする」とされています。

これを踏まえ、本計画は、耐震改修促進法のほか、国の指針や「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」を踏まえるとともに、「えりも町地域防災計画（平成26年度改訂版）」、第6期えりも町総合計画等との連携を図り、本町における住宅をはじめとする建築物の耐震化を進めます。

図 本計画の位置づけ



【補足】 道計画と市町村計画との関係～『建築物の耐震改修の促進に関する法律』第6条 から抜粋

「市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。」

1-3 計画の期間

計画期間は10年間（令和5年度から令和14年度）としますが、見直し時期等については道計画の次期改定状況等を踏まえた中で検討していくこととします。

また、上記によらず、社会・経済状況や関連計画の改定などに対応し、柔軟な姿勢で本計画の見直しを行っていくものとします。

1-4 計画の対象区域、対象住宅・建築物

1-4-1 対象区域

本計画の対象区域は、えりも町の全域とします。

1-4-2 対象建築物

対象とする建築物は、主として、建築基準法（昭和25年法律第201号）において新耐震基準が導入される前の、昭和56年5月31日以前の基準で建てられた建築物とします。

中でも、地震災害時における必要性や緊急性を踏まえ、住宅及び次に示す分類の耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物を優先的に耐震化を図る必要のある建築物とします。

なお、本計画の住宅・建築物のデータは令和4年1月1日現在のものを基本とし、この中には、国及び北海道が所有する住宅・建築物は含みません。

表 耐震改修促進法第14条関連（抜粋）

<p>【耐震改修促進法第14条に規定する特定既存耐震不適格建築物】</p> <p>次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの ・2号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物 ・3号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

表 耐震改修促進法第14条 第1号及び2号に規定する建築物

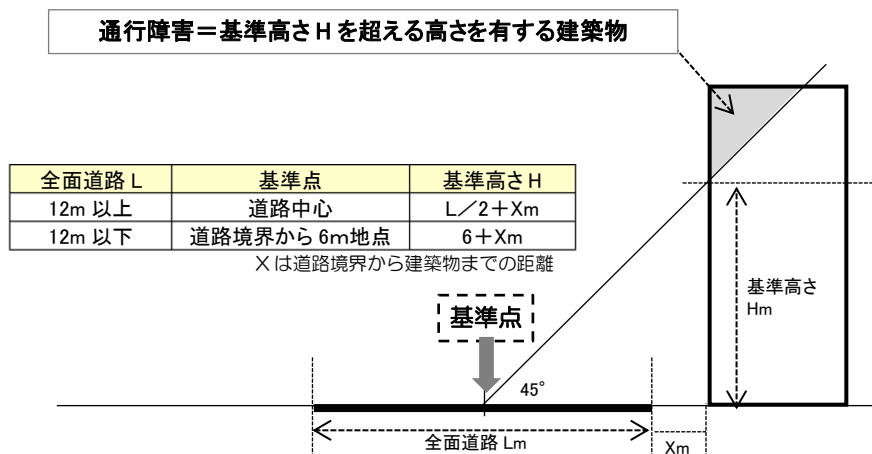
区分	用途	多数利用建築物の規模要件
	学校	階数2以上かつ1,000㎡以上(屋内運動場の面積を含む。)
	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
1号	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	病院、診療所	
	劇場、観覧場、映画館、演芸場	
	集会場、公会堂	
	展示場	
	卸売市場	
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
	ホテル、旅館	
	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿	
	事務所	
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
	幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	遊技場	
	公衆浴場	
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）	
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物		
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	

表 耐震改修促進法第 14 条 第 2 号に規定する建築物の要件

危険物の種類	危険物の数量	指示対象の規模要件
①火薬類（法律で規定） イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管及び電気雷管 ニ 銃用雷管 ホ 信号雷管 ヘ 実包 ト 空包 チ 信管及び火管 リ 導爆線 ヌ 導火線 ル 電気導火線 ヲ 信号炎管及び信号火箭 ワ 煙火 カ その他の火薬を使用した火工品 その他の爆薬を使用した火工品	10 t 5 t 50 万個 500 万個 50 万個 5 万個 5 万個 5 万個 500 k m 500 k m 5 万個 2 t 2 t 10 t 5 t	500 m ² 以上
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物（石油類を除く）	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量	
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30 t 可燃性液体類 20 m ³	
④マッチ	300 マッチトン※	
⑤可燃性のガス（⑥及び⑦を除く）	2 万 m ³	
⑥圧縮ガス	20 万 m ³	
⑦液化ガス	2,000 t	
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る）	毒物 20 t 劇薬 200 t	

※マッチトンは、マッチの計量単位。1 マッチトンは、並型マッチ（56×36×17 mm）7,200 個、約 120 kg

図 耐震改修促進法第 14 条 第 3 号に規定する建築物



※前面道路は「北海道耐震改修促進計画」に記載された緊急輸送道路等

第2章 えりも町において想定される地震の規模及び被害の状況

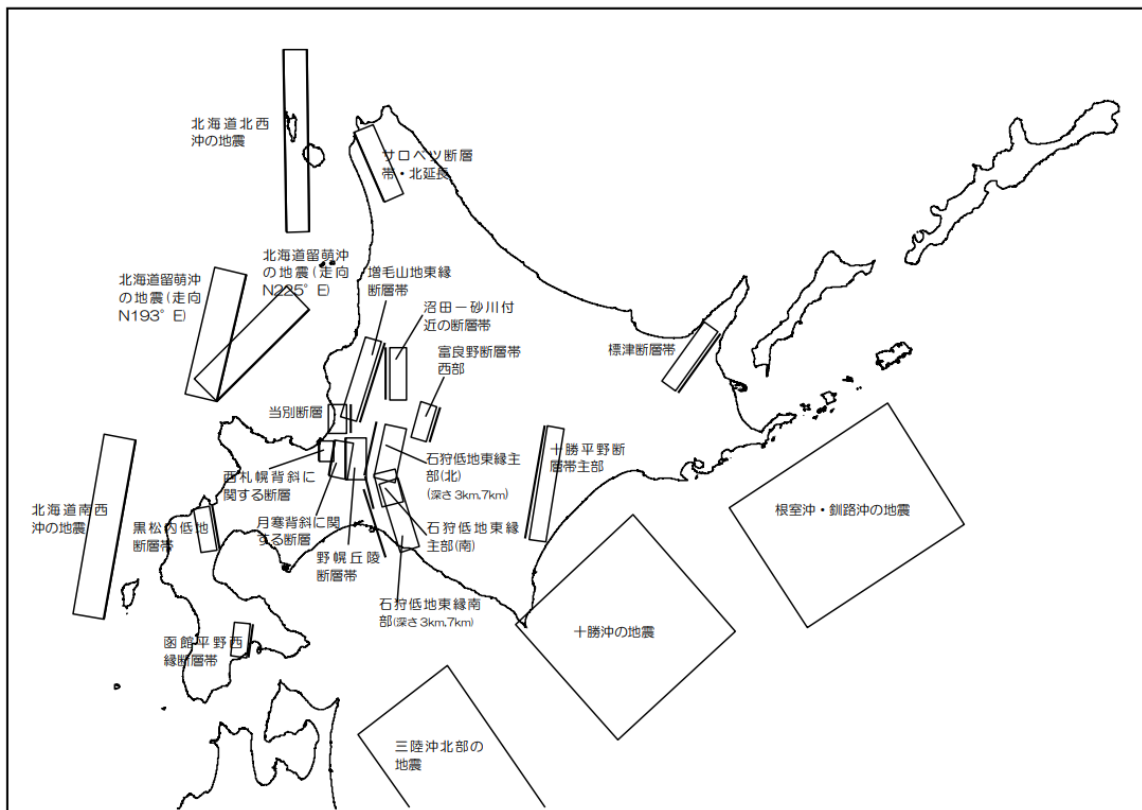
2-1 「北海道耐震改修促進計画」における想定地震について

2-1-1 北海道の地震被害想定の対象地震

北海道においては、「想定地震見直しに係る検討報告書（平成 23 年 3 月）」で設定した 31 地震 193 断層モデルで概略計算を行い、その結果を基に、詳細な被害想定を行う地震として、24 地震 54 断層モデルを選定しています。

これらのモデルを対象に、平成 24 年度から地震動の被害想定調査を行っており、その結果については「平成 28 年度地震被害想定調査結果」においてとりまとめています。

図 被害想定の詳細計算のための対象地震（24 地震 54 断層モデル）



資料：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

2-1-2 えりも町における対象地震や被害想定

「平成 28 年度地震被害想定調査結果」によると、えりも町においては前述のうち「48. 十勝沖の地震」において、最も大きな震度が想定されています。

表 被害想定の対象地震におけるえりも町での震度

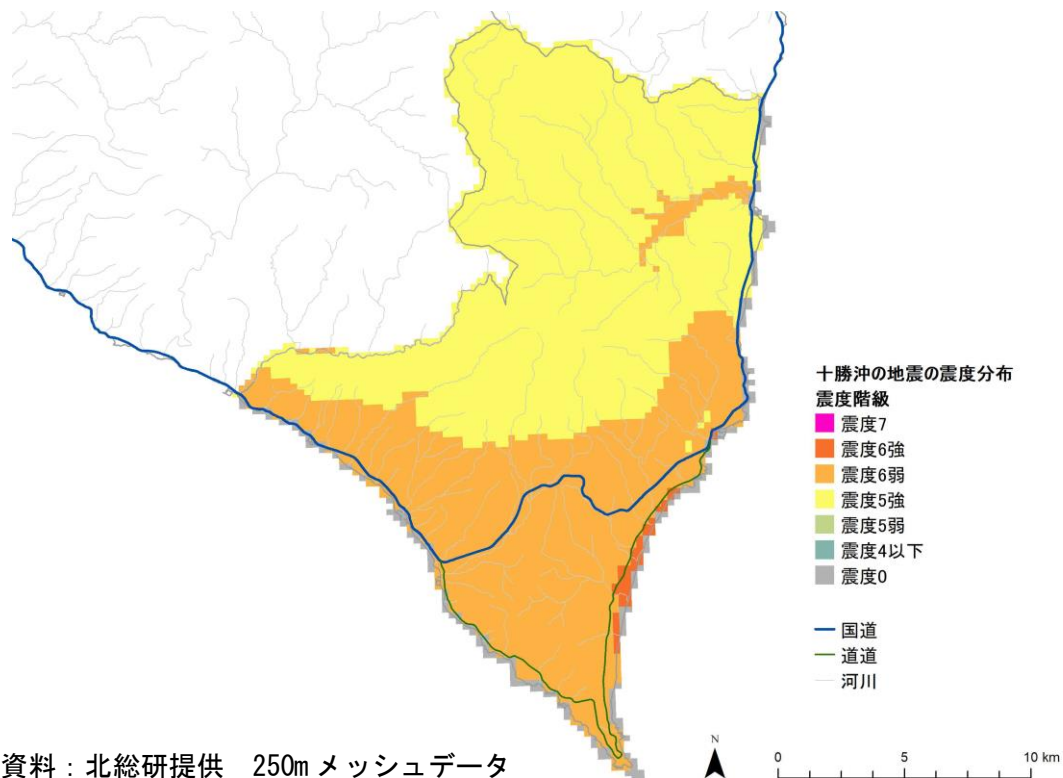
被害想定の対象地震	地表面における震度
1.標津断層帯(モデル30_1)の地震	—
2.標津断層帯(モデル45_5)の地震	—
3.十勝平野断層帯主部(モデル30_3)の地震	5.5
4.十勝平野断層帯主部(モデル45_2)の地震	5.9
5.十勝平野断層帯主部(モデル45_5)の地震	4.8
6.富良野断層帯西部(モデル30_2)の地震	4.2
7.富良野断層帯西部(モデル30_5)の地震	4.3
8.富良野断層帯西部(モデル45_3)の地震	4.3
9.増毛山地東縁断層帯(モデル30_2)の地震	4.2
10.増毛山地東縁断層帯(モデル45_1)の地震	4.6
11.増毛山地東縁断層帯(モデル45_2)の地震	4.2
12.増毛山地東縁断層帯(モデル45_3)の地震	4.6
13.増毛山地東縁断層帯(モデル45_4)の地震	4.3
14.増毛山地東縁断層帯(モデル45_5)の地震	4.6
15.沼田一砂川付近の断層帯(モデル30_3)の地震	4
16.沼田一砂川付近の断層帯(モデル30_4)の地震	4.4
17.沼田一砂川付近の断層帯(モデル45_1)の地震	4.3
18.沼田一砂川付近の断層帯(モデル45_2)の地震	4.4
19.沼田一砂川付近の断層帯(モデル45_3)の地震	4
20.沼田一砂川付近の断層帯(モデル45_4)の地震	4.4
21.当別断層帯(モデル30_2)の地震	3.8
22.当別断層帯(モデル30_5)の地震	3.9
23.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ7km、モデル30_1)の地震	4.4
24.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ7km、モデル30_5)の地震	4.3
25.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ7km、モデル45_1)の地震	4.4
26.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル30_2)の地震	4.5
27.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_2)の地震	4.6
28.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_3)の地震	4.2
29.石狩低地東縁断層帯主部(北)(断層上端深さ3km、モデル45_5)の地震	4.2
30.石狩低地東縁断層帯主部(南)(断層上端深さ3km、モデル45_2)の地震	4.5
31.石狩低地東縁断層帯主部(南)(断層上端深さ3km、モデル45_5)の地震	4.1
32.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ7km、モデル30_5)の地震	4.7
33.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_2)の地震	5.2
34.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_3)の地震	4.9
35.石狩低地東縁断層帯南部(断層上端深さ3km、モデル30_5)の地震	4.7
36.黒松内低地断層帯(モデル30_5)の地震	4
37.黒松内低地断層帯(モデル45_3)の地震	4
38.黒松内低地断層帯(モデル45_4)の地震	3.9
39.函館平野西縁断層帯(モデル45_2)の地震	—
40.函館平野西縁断層帯(モデル45_3)の地震	—
41.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_2)の地震	—
42.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_3)の地震	—
43.サロベツ断層帯(北延長、モデル30_5)の地震	—
44.西札幌背斜に関連する断層の地震	3.6
45.月寒背斜に関連する断層の地震	4.2
46.野幌丘陵断層帯(モデル45_1)の地震	4.3
47.根室沖・釧路沖の地震	5.3
48.十勝沖の地震	6.3
49.三陸沖北部の地震	5.7
50.北海道北西沖(モデルNo.2)の地震	4.6
51.北海道北西沖(モデルNo.5)の地震	4.1
52.北海道南西沖(モデルNo.2)の地震	5
53.北海道留萌沖(走向N193° E、モデルNo.1)の地震	4.9
54.北海道留萌沖(走向N225° E、モデルNo.2)の地震口	4.9

資料：北海道「平成 28 年度地震被害想定調査結果」

2-1-3 想定地震による震度分布など

この「十勝沖の地震」による揺れに関して、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部北方建築総合研究所（以下「北総研」とする）の提供データを基に作成した250mメッシュ分布図は以下ようになります。

図 「十勝沖の地震」における250mメッシュの想定震度分布



また、この地震被害の想定に関しては、以下のようにまとめられています。

表 えりも町での被害想定(全道の地震被害想定調査結果(H30.2)より抜粋)

項目		冬の早朝	夏の昼間	冬の夕刻
揺れによる建物被害	全壊棟数	4棟	4棟	4棟
	半壊棟数	32棟	32棟	32棟
揺れによる人的被害	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	軽症者数	4人	3人	3人

※「十勝沖の地震」について

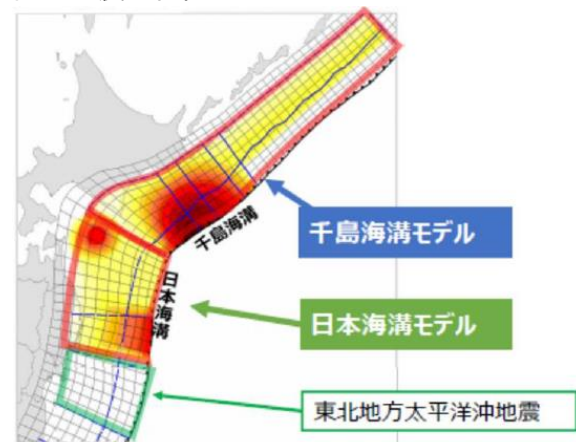
2-2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震について

2-2-1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震による震度分布など

「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」に関して、令和3年12月21日、国において、広域的な防災対策を検討するためのマクロ的な被害想定公表が行われました。

これを受け北海道では、個別の地域ごとの実態を踏まえたより詳細な検討を行い、令和4年7月28日に市町村ごとの被害想定公表を行っています。

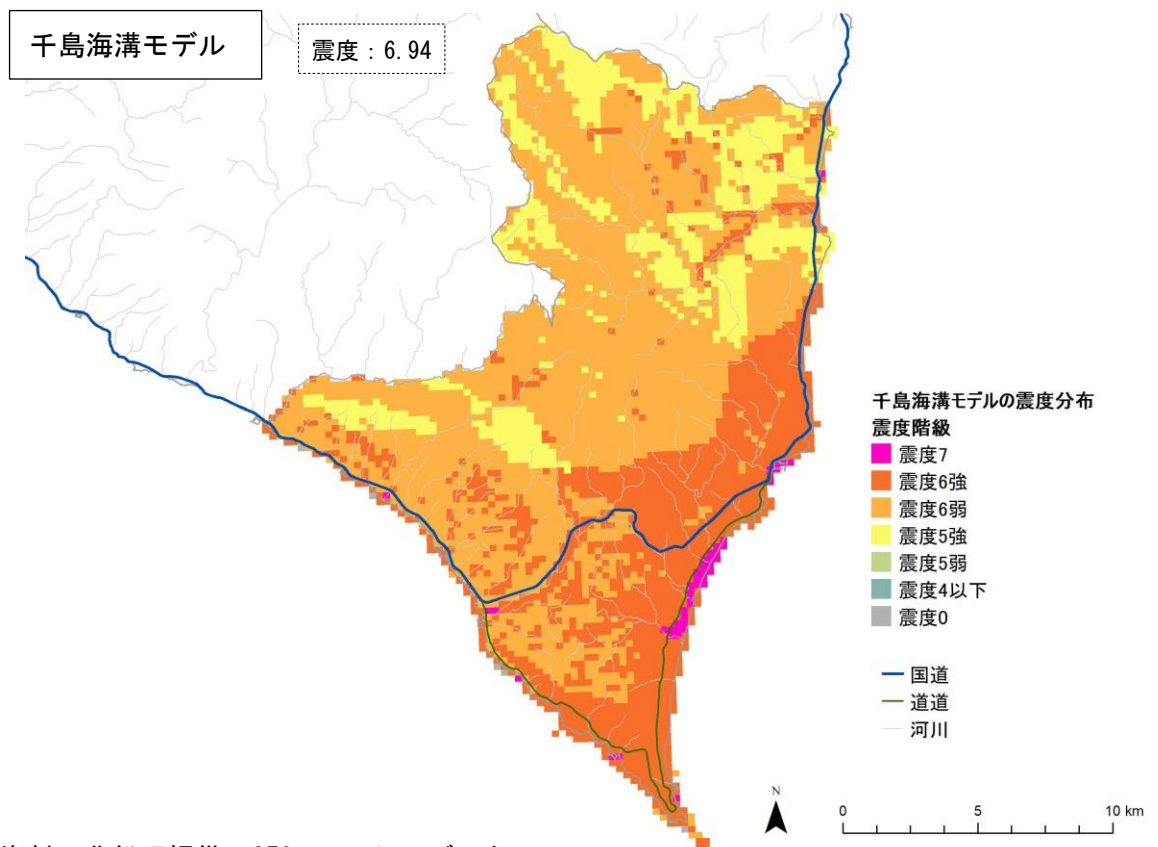
図 地震の位置



資料：北海道「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について(R4.7.28)」

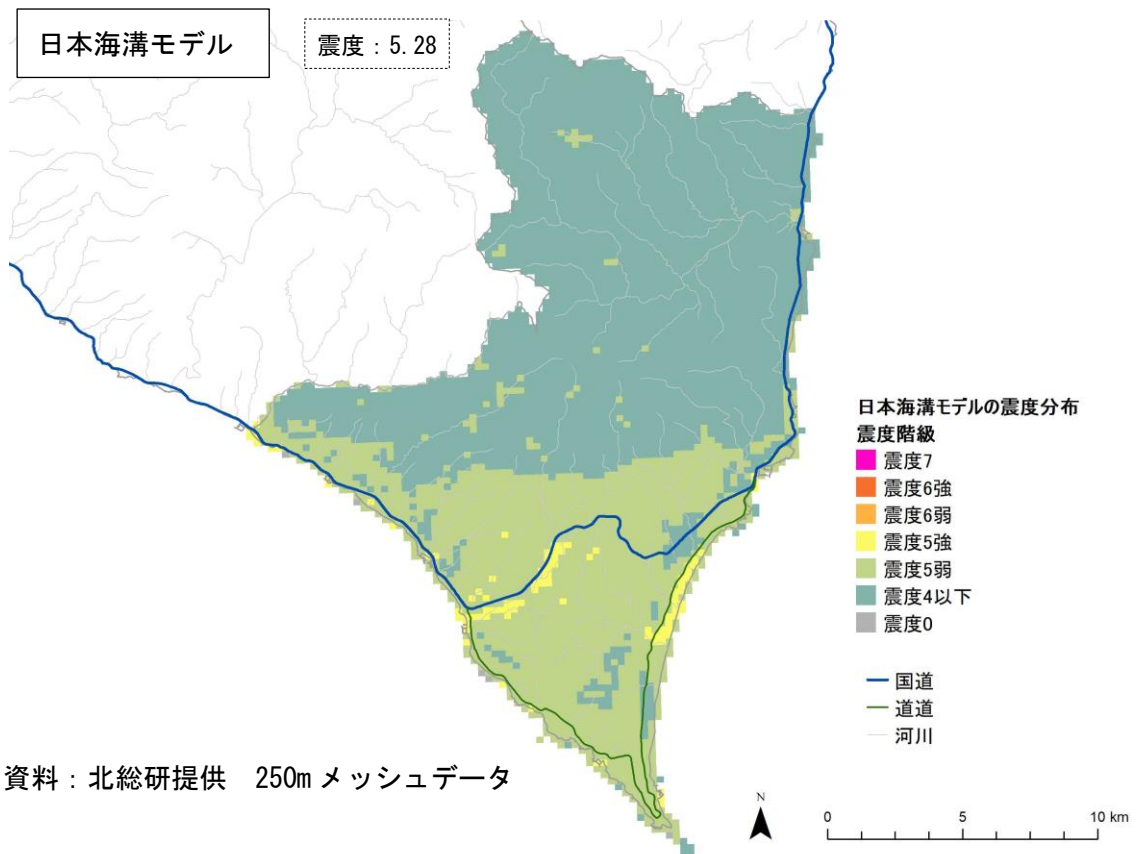
北総研提供資料データを基に作成した250mメッシュ震度分布図は、以下ようになります。

図 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」における250mメッシュの想定震度分布



資料：北総研提供 250mメッシュデータ

図 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」における250mメッシュの想定震度分布



資料：北総研提供 250mメッシュデータ

また、この地震被害の想定に関しては、以下のようにまとめられています。

表 えりも町での被害想定（日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定について(R4.7.28)より抜粋）

項目		区分	被害想定		
			夏・昼	冬・夕	冬・深夜
建物被害	揺れ	全壊棟数	80棟	150棟	150棟
人的被害	建物倒壊	死者数	-	-	-

※千島海溝モデル・日本海溝モデルのいずれか被害が最大となる場合

第3章 耐震化の現状

3-1 住宅の状況

3-1-1 町有住宅

町が管理を行っている住宅は合計 372 戸であり、昭和 56 年以前に建設された住宅は 83 戸、昭和 57 年以降に建設された住宅は 289 戸です。

昭和 56 年以前の住宅においても公営住宅をはじめとして一定程度は耐震性を有すると想定すると、全体で耐震性を有する住宅は 342 戸であり、現状の耐震化率は 91.9%となっています。

なお、これら「耐震性無・未確認」の住宅には、解体や改築を予定しているものも含まれています。

表 町有住宅における耐震化の現状

単位：戸

区分	戸数 (戸) A	昭和56年以前の建設(戸)			昭和57年 以降の建設 (戸) E	耐震性有 (戸) F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 (戸) C	耐震性無・ 未確認 (戸) D				
公営住宅	216	24	24	0	192	216	100.0%	
公営住宅 以外	町単独住宅	27	18	9	9	18	66.7%	
	職員住宅	52	18	9	9	34	82.7%	
	教員住宅	77	23	11	12	54	84.4%	
小計	156	59	29	30	97	126	80.8%	
合計	372	83	53	30	289	342	91.9%	

※公営住宅等については、全戸が耐震性ありとして計上

公営住宅等以外については、S56 以前の住宅も一定程度の耐震化率（48%）を有するものとして計上

資料：えりも町調べ

表 内訳 町有住宅における耐震化の現状（公営住宅）

単位：戸

区分	名称など	建設年度	構造	棟数(棟)	戸数(戸)	昭和56年以前の建設(戸)	昭和57年以降の建設(戸)	当面の予定※	備考
公営住宅	近浦	R2	木平	1	2	0	2		
		小計		1	2	0	2		
	笛舞	S47	簡平	1	4	4		2戸除却、4戸建設予定	
		S49	簡平	1	2	2			
	小計		2	6	6	0			
	汐見	S62	簡平	1	4	0	4		
		小計		1	4	0	4		
	大和A	H20	耐二	1	8	0	8		
		H21	耐二	1	8	0	8		
		H22	耐二	1	4	0	4		
		小計		3	20	0	20		
	大和B	S54	簡平	1	4	4			
		小計		1	4	4	0		
	大和C	H24	耐二	1	8	0	8		
		H25	耐二	1	8	0	8		
		H26	耐二	1	8	0	8		
		H27	木平	4	4	0	4		
		小計		7	28	0	28		
	夕陽ヶ丘	H16	耐二	1	8	0	8		
		H17	耐二	1	8	0	8		
		H18	耐二	1	8	0	8		
		H19	耐二	1	8	0	8		
		小計		4	32	0	32		
	ふれあいの丘	H2	中耐	2	6	0	6		
		H3	中耐	4	12	0	12		
		H4	中耐	2	6	0	6		
		H5	中耐	4	12	0	12		
		H6	中耐	2	6	0	6		
		H7	耐二	2	8	0	8		
		H8	耐二	1	4	0	4		
		H9	耐二	2	8	0	8		
		H10	耐二	2	8	0	8		
		H11	耐二	1	4	0	4		
		H12	耐二	1	4	0	4		
		H13	準平	1	2	0	2		
		H14	準平	1	2	0	2		
		小計		25	82	0	82		
	柏台	S52	簡平	1	4	4			
		S52	簡平	1	4	4			
		小計		2	8	8	0		
新浜	S63	簡平	1	4	0	4	除却予定。4戸建設予定		
	H1	簡平	1	4	0	4	除却予定。4戸建設予定		
	小計		2	8	0	8			
東洋	S47	簡平	1	2	2		用廃予定		
	小計		1	2	2	0			
えりも岬A	H28	木平	1	2	0	2			
	H29	木平	1	2	0	2			
	H30	木平	1	1	0	1			
	小計		3	5	0	5			
えりも岬B	H1	木平	2	2	0	2			
	小計		2	2	0	2			
庶野A	H29	木平	1	2	0	2			
	H30	木平	1	1	0	1			
	小計		2	3	0	3			
庶野B	S50	簡平	-	-	-	-		用途廃止済み	
	S53	簡平	-	-	-	-		用途廃止済み	
	H4	準2	1	4	0	4			
	R3	木平	1	2	0	2			
	小計		2	6	0	6			
目黒	S48	簡平	1	4	4		用廃予定		
	小計		1	4	4	0			
合計				59	216	24	192		

資料：「えりも町公営住宅等長寿命化計画」、えりも町調べ
 ※公住長寿命化計画におけるR7までの関連事業を記載

表 内訳 町有住宅における耐震化の現状 (町単独住宅・職員住宅・教員住宅)

単位:戸

区分	名称など	建設年度	構造	棟数(棟)	戸数(戸)	昭和56年以前の建設(戸)	昭和57年以降の建設(戸)	当面の予定	備考
町単独住宅	近浦	S60	簡平	1	1	0	1		
		H1	簡平	1	1	0	1		
		小計		2	2	0	2		
	大和	S60	木平	1	1	0	1		
		S46	木平	1	2	2			
		S45	簡平	1	2	2			
		小計		3	5	4	1		
	歌別	S52	簡平	1	1	1			
		S58	簡平	1	1	0	1		
		S61	簡平	1	1	0	1		
		小計		3	3	1	2		
	庶野	S48	簡平	2	3	3			
		S51	簡平	1	1	1			
		S54	簡平	1	1	1			
		S55	簡平	1	1	1			
		S57	簡平	1	1		1		
		小計		6	7	6	1		
	目黒	H5	木平	1	2	0	2		1号棟
		S49	簡平	1	1	1		用途廃止予定	2号棟、募集停止
		S54	簡平	1	1	1		用途廃止予定	3号棟、募集停止
		S48	簡平	1	1	1		用途廃止予定	4号棟、募集停止
		S47	簡平	1	1	1		用途廃止予定	5号棟
		S45	木二	1	1	1			6号棟
S50		簡平	1	1	1		用途廃止予定	7号棟、募集停止	
S62		簡平	1	1		1		8号棟	
小計		8	9	6	3				
えりも岬	S55	簡平	1	1	1		用途廃止予定	募集停止	
	小計		23	27	18	9			
職員住宅	大和独身寮	H6	木造	1	4		4		
	大和1号棟	S50	簡易耐火	1	2	2			
	32～35号室	S52	ブロック	2	4	4			
	62号室	S43	ブロック	1	1	1			
	64号室	S55	木造	1	1	1			
	76号室	S60	木造	1	1		1		
	78～87号室	S61～H2	ブロック	3	6		6		
	92～95号室	H9～10	ブロック	2	4		4		
	医師住宅	H11	木造	1	1		1		
	診療所職員	H14	木造	1	1		1		
	13～16号室	S49	ブロック	2	4	4			
	17～20号室	S48	ブロック	2	4	4			
	21～22号室	S50	ブロック	1	2	2			
	柏台独身寮	S60	木造	1	4		4		
	新浜独身寮	H14	木造	1	4		4		
新浜1・2号棟	H23	木造	2	8		8			
91号室	H8	木造	1	1		1			
	小計		24	52	18	34			
教員住宅	笛舞478-1	H4～7	木造	4	6		6		
	大和627-4	S45	ブロック	1	2	2			
	大和627-1	S46	木造	1	2	2			
	大和1067-1	H28～29	木造	2	4		4		
	新浜247-2	H3～27	木造	3	4		4		
	新浜247-2	S48～49	ブロック	2	4	4			
	新浜247-1	S46～H25	木造	3	4	2	2		
	新浜247-1	S48～53	ブロック	2	3	3			
	新浜207-8	S58	ブロック	1	1		1		
	新浜208-8	S62	ブロック	2	2		2		
	新浜214-1	S63	ブロック	1	2		2		
	新浜214-1	H7～8	木造	2	4		4		
	新浜206-1	H5～9	木造	3	12		12		
	新浜247-5	S53	木造	1	4	4			
	東洋251-108	S50	ブロック	1	1	1			
	東洋251-109	S46	木造	1	1	1			
	東洋189-1	S57	ブロック	2	2		2		
	東洋216-1	H7	木造	1	2		2		
	えりも岬54-1	H23	木造	2	2		2		
	えりも岬54-1	S58～59	ブロック	2	3		3		
	えりも岬202	S48～56	ブロック	3	3	3			
庶野506-4	S56	ブロック	1	1	1				
庶野391-1	H4	木造	1	4		4			
庶野523-6	H6	木造	1	2		2			
庶野506-1	H6	木造	1	2		2			
	小計		44	77	23	54			
	合計		91	156	59	97			

資料：えりも町調べ

3-1-2 民間住宅

えりも町内の民間住宅の戸数は合計で2,165戸と想定され、その内訳は、昭和56年以前に建設された住宅が1,177戸、昭和57年以降に建設された住宅が988戸となっています。

これら昭和56年以前に建設された住宅についても、一定程度の割合で耐震性があるものと考えられることから、耐震性を有する住宅は1,555戸、現状の耐震化率は71.8%となります。

表 民間住宅における耐震化の現状

単位：戸

種類	総数 A	昭和56年以前の建設			昭和57年以降の建設 E	耐震性有 F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 C	耐震性無・未確認 D				
戸建住宅	2,056	1,165	559	606	891	1,450	70.5%	
共同住宅	109	12	8	4	97	105	96.3%	
合計	2,165	1,177	567	610	988	1,555	71.8%	

※昭和56年以前の耐震化割合：北海道耐震改修促進計画（R3.4）より設定（戸建て：48%、共同：64%）

※共同住宅戸数は、住宅・土地統計調査（H30）における北海道の共同住宅1棟当たり戸数（木造：5.77戸/棟、非木造：16.93戸/棟）より算出

資料：固定資産台帳（R4.1.1）

3-1-3 町有住宅と民間住宅の合計

以上より、町有住宅と民間住宅を合計した住宅の耐震化率は、次のように74.8%となっています。

表 町有住宅と民間住宅を合わせた耐震化の現状

単位：戸

種類	総数 A	昭和56年以前の建設			昭和57年以降の建設 E	耐震性有 F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 C	耐震性無・未確認 D				
町有住宅	372	83	53	30	289	342	91.9%	
民間住宅	2,165	1,177	567	610	988	1,555	71.8%	
合計	2,537	1,260	620	640	1,277	1,897	74.8%	

資料：えりも町調べ
固定資産台帳（R4.1.1）

3-2 耐震改修促進法 14 条関連施設の状況

【耐震改修促進法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物】

次のうち、既存耐震不適格建築物であるもの

- ・ 1 号：病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物のうち、一定規模以上のもの
- ・ 2 号：一定量以上の危険物を取り扱う建築物
- ・ 3 号：都道府県又は市町村の耐震改修促進計画において指定された地震時に通行を確保すべき道路を閉塞させるおそれのある建築物

えりも町内には、1 号に該当する建築物は合計 10 棟存在し、これら施設の耐震化率は 80.0%となっています。

なお、町内には 2 号と 3 号に該当する特定既存耐震不適格建築物はみられません。

表 1 号建築物における耐震化の現状

種類	名称	総数 A	昭和56年以前の建設		昭和57年以降の建設 E	耐震性有 F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
			B=C+D	耐震性有 C				
学校	笛舞小学校	1	0		1	1		
	えりも小学校	1	0		1	1		
	えりも岬小学校	1	0		1	1		
	庶野小学校	1	1	1		1		校舎:S46、体育館:H2
	えりも中学校	1	1	1		1		校舎・体育館:S54 法第5条第3項第1号の要安全確認 計画記載建築物
体育館(一般用)	町民体育館	1	1		1	0		S56
水泳場	えりも小 風の子プール	1	0		1	1		
集会場、公会堂	福祉センター	1	1		1	0		S45
事務所	役場庁舎	1	0		1	1		
	えりも漁業協同組合 えりも町本町商店街協同組合	1	0		1	1		店舗と事務所の同一建物
合計		10	4	2	2	6	8	80.0%

※「旧東洋小学校(新耐震対応)」は、未利用施設のため未計上。

資料：えりも町調べ

3-3 避難所の状況

避難施設（災害区分—地震）は全て町有施設であり、仮設プレハブを含めて合計で3施設立地しており、えりも岬小学校体育館は新耐震対応となっています。

表 指定緊急避難場所（対象となる異常な現象の種類—地震、建物系）における状況

名称	災害区分-地震	指定避難所	建設(設置)年度	摘要
近浦高台プレハブ	○	○	H23	仮設プレハブ(平屋)
えりも岬小学校体育館	○		S63	新耐震適合
上目黒避難所	○	○	H24	仮設プレハブ(平屋)

資料：えりも町調べ

3-4 避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等に関する状況

建築物に附属する塀についても、建築物本体と同様に耐震診断義務付けの対象とする、耐震改修促進法施行令等の改正が平成31年1月1日から施行されました。

えりも町においては、対象となるブロック塀の立地はみられません。

■対象となる塀

- ・倒壊した場合において、避難路の過半を閉塞するおそれのある組積造の塀（補強コンクリートブロック造を含む）
（前面道路中心線からの距離の1/2.5倍を超える高さのもの【地形、その他条件によりこの距離が不適当な場合、0.8m超の範囲で地方公共団体が別途規定可能】）
- ・過大な規制となることを避ける観点から、一定の長さを超える塀
（小規模建築物の塀が対象外となるよう25m【地形、その他条件によりこの長さが不適当な場合、8m以上25m未満の範囲で地方公共団体が別途規定可能】を超える長さのもの）

資料：国土交通省 住宅局 建築指導課「耐震改修促進法施行令等の改正について（平成31年1月16日）」

第4章 耐震化の目標と取組方針

4-1 耐震化の目標設定

「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」において、住宅・建築物の耐震化の目標については、次のように記載されています。

本計画では、道内の耐震化率の現況などを踏まえ、住宅の耐震化率については、令和7年度までに少なくとも95%にすることを目標とするとともに、令和12年度までには耐震性の不十分な住宅を「おおむね解消」することを目指し、計画期間内においてもできる限りの取組を進めます。

また、多数利用建築物、耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年度までに耐震性の不十分な建築物を「おおむね解消」することを目標とします。

本計画では、上記道計画の内容を踏まえ、耐震化の目標を以下のように設定します。

<令和7年度の耐震化の目標>

- 住宅：95%
※令和12年度までには「おおむね解消」を目指す
- 多数利用建築物：おおむね解消
- 耐震診断義務付け対象建築物：おおむね解消

4-2 取組方針

4-2-1 町管理建築物

(1) 住宅

町が管理している住宅は、現況で合計 372 戸であり、うち、耐震性を有する住宅は 342 戸 (91.9%) となっています。

今後は老朽化している住宅の解体や改築等を通して、さらなる耐震化に向けて取り組んでいくこととします。

また、参考として、現段階で予定されている事業を反映した令和 7 年度における将来戸数や耐震化率の想定について以下に示します。

【再掲 町有住宅の耐震化の現況値】

単位：戸

区分	戸数 (戸) A	昭和56年以前の建設(戸)			昭和57年 以降の建設 (戸) E	耐震性有 (戸) F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 (戸) C	耐震性無・ 未確認 (戸) D				
公営住宅	216	24	24	0	192	216	100.0%	
町単独住宅	156	59	29	30	97	126	80.8%	
合計	372	83	53	30	289	342	91.9%	

現段階で予定されている解体・建替等を反映

参考 町有住宅の将来の耐震化状況の想定 (R7 年)

単位：戸

区分	戸数 (戸) A	昭和56年以前の建設(戸)			昭和57年 以降の建設 (戸) E	耐震性有 (戸) F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		B=C+D	耐震性有 (戸) C	耐震性無・ 未確認 (戸) D				
公営住宅	212	16	16	0	196	212	100.0%	
公営住宅 以外	町単独住宅	21	12	6	6	15	71.4%	
	職員住宅	52	18	9	9	34	82.7%	
	教員住宅	77	23	11	12	54	84.4%	
小計	150	53	26	27	97	123	82.0%	
合計	362	69	42	27	293	335	92.5%	

(2) 住宅以外の施設

耐震改促進法第 14 条 1 号建築物において、「町民体育館」と「福祉センター」の耐震性が未確認の状況です。これらについては、「えりも町公共施設等総合管理計画」などの計画に基づき、老朽化の状況等を踏まえながら、安全な施設管理に向けてその方向性を検討していきます。

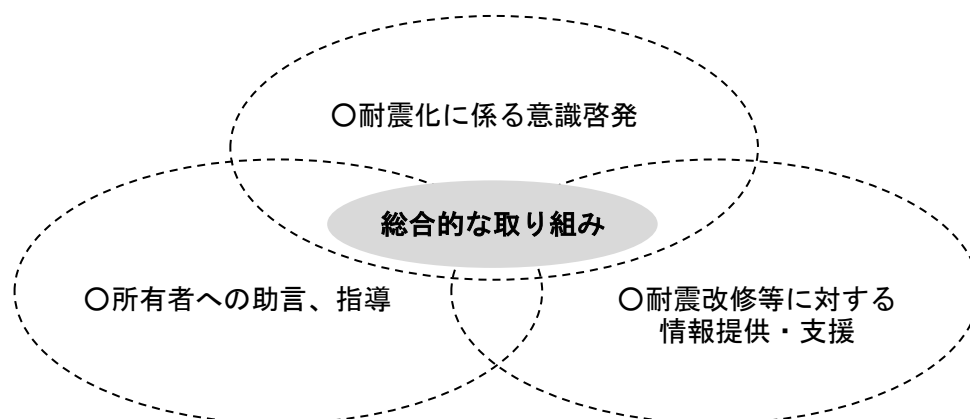
また、町有施設については、その多くが災害時において避難所としての役割を担っていることから、それぞれの施設の特性に合わせ、建替、改修、用途廃止など、計画的な視点において個々の対応を検討していくこととします。

4-2-2 民間の建築物

(1) 総合的な対策の推進

民間の建築物の耐震化を進めるため、以下の 3 点に基づいて総合的な対策を進めます。

- 耐震化に係る意識啓発
- 所有者への助言、指導
- 耐震改修等に対する情報提供・支援



(2) 耐震化に向けた基本的な考え方

住宅・建築物の所有者においては、地震防災対策が自らの安全につながるとともに、都市機能の保持にも大きく影響することを認識し、主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組んでいくことが重要と考えられます。

こうした観点から、えりも町においては、国や北海道と連携しながら、所有者への意識啓発や耐震化に向けた情報提供ほか関連する取り組みを支援していきます。

(3) 民間住宅の耐震化率

住宅全体（町有＋民間）の耐震化率を95%とするために、必要となる民間住宅の耐震化戸数を試算します。

表 現況値 住宅の耐震化状況【再掲】

単位：戸

種類	総数 A	昭和56年以前の建設		昭和57年以降の建設 E	耐震性有 F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		耐震性有 C	耐震性無・未確認 D				
町有住宅	372	83	53	30	289	342	91.9%
民間住宅	2,165	1,177	567	610	988	1,555	71.8%
合計	2,537	1,260	620	640	1,277	1,897	74.8%

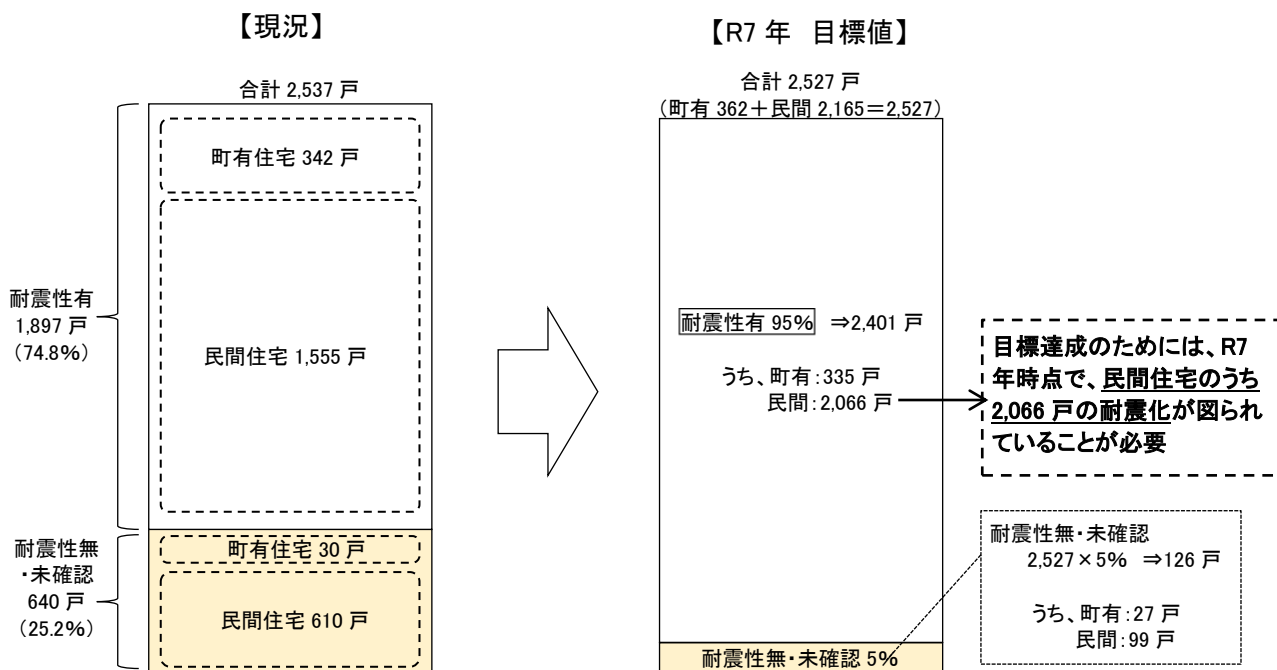
表 将来値 町有住宅の耐震化状況の想定【再掲】

単位：戸

区分	戸数 (戸) A	昭和56年以前の建設(戸)		昭和57年以降の建設 (戸) E	耐震性有 (戸) F=C+E	耐震化率 G=F/A	備考
		耐震性有 (戸) C	耐震性無・未確認 (戸) D				
町有住宅	362	69	42	27	293	335	92.5%

民間住宅の耐震化の目標設定にあたり、目標年である令和7年度時点の民間住宅戸数が現状と同様と仮定し、以下に現況値と将来値目標値の模式図を示します。

図 耐震化状況の現況値と将来目標値の模式



前述の模式図より、民間住宅においては、目標年次において合計で 2,066 戸の住宅の耐震化が図られていることが求められます。

続いて、民間住宅における将来の耐震化必要戸数の試算を以下に行います。

住宅・土地統計調査（平成 25 年、平成 30 年）によると、昭和 55 年以前に建築された住宅の 5 年間の残存率は約 82%であることから、残りの 18%程度の住宅は滅失・建替が行われるものと想定します。なお、目標年次までは概ね 3 年程度であることから、滅失・建替率は 11%程度（ $18\% \div 5 \text{ 年} = 3.6$ 、 $3.6 \times 3 \text{ 年} = 10.8 \approx 11$ ）と想定します。

表 住宅の残存率

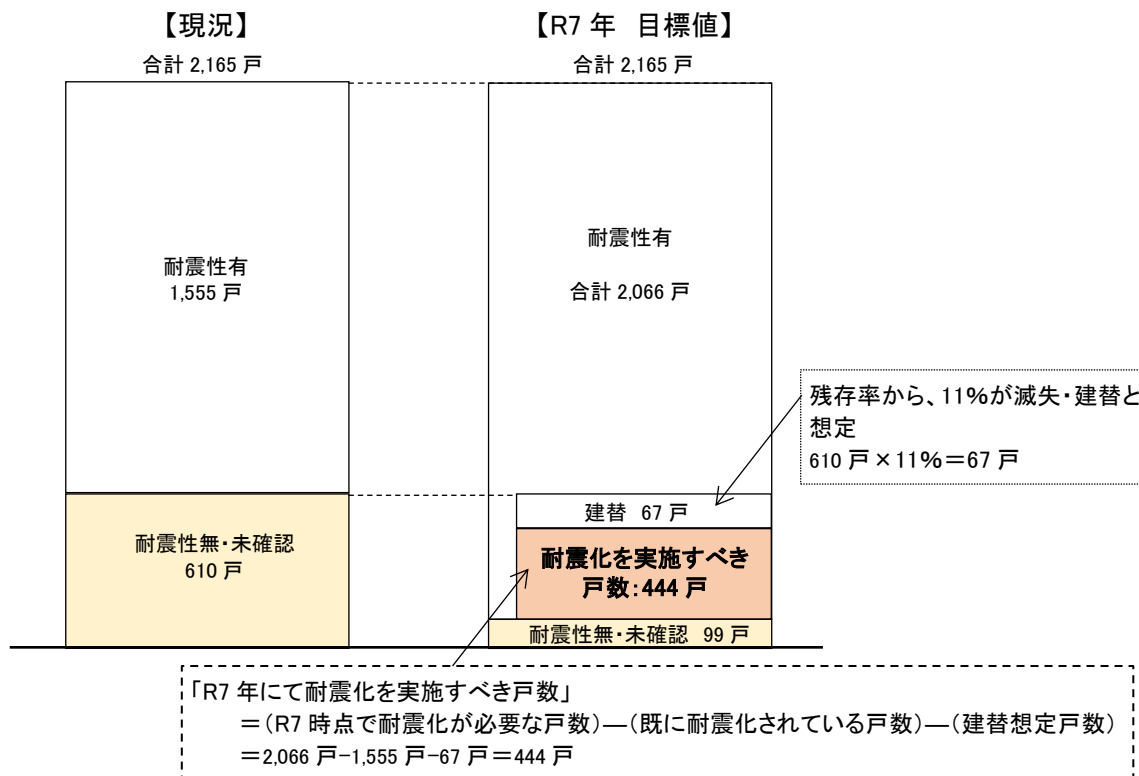
単位：戸

住宅の建築の時期	調査年次		残存率 H30/H25	備考
	平成25年度	平成30年度		
昭和45年以前	170,100	125,000	73.5%	
昭和45年～55年	424,700	362,500	85.4%	
合計	594,800	487,500	82.0%	

資料：住宅・土地統計調査

これより、令和 7 年度時点で総住宅戸数において耐震化率 95%を達成するためには、以下のように、民間住宅にて 450 戸程度の耐震化が必要と想定されます。

図 民間住宅の耐震化の目標



第5章 耐震化に向けた施策の展開

5-1 施策展開に向けた各主体の役割

耐震化の施策の展開においては、以下に示すように、「所有者」・「建築関連事業者」・「町」におけるそれぞれの役割を踏まえて実施していくことが必要となります。

○所有者の役割

耐震化について、地域の安全性向上といった視点において所有者自らの問題として捉え、主体的に住宅・建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上に努めるものとします。

○建築関連事業者の役割

自らの業務が、耐震性など人命に関わる重要な要素となっていることを再認識し、地域における信頼関係の一層の構築を図り、良質な住宅・建築ストックの形成に努めるものとします。

○町の役割

町民の安全確保を重大な責務とし、自ら管理する住宅・建築物についての耐震化に努めるとともに、相談体制の整備や適切な情報提供等を行い、住宅・建築物の安全性の向上に努めるものとします。

5-2 展開施策の方向

5-2-1 耐震化に係る情報発信・相談体制の充実

(1) 総合的な情報発信

北海道においては、「きた住まいるランド」などの運用を通して、住宅の耐震性向上を含め良質な住宅づくりに関する総合的な取り組みを進めています。

このような取り組みとの連携のもと、えりも町においても広報誌やインターネット、またパンフレット等、多様な媒体を活用し、耐震化促進に向けて総合的で幅広い情報発信や情報提供を進めていきます。

(2) 既存制度等の活用

北海道では、木造住宅の耐震化促進に向けて、「戸建て木造住宅の耐震診断」を実施しています。

この制度の積極的な活用に向けて、えりも町においても、関連する情報発信を行っていきます。

また、えりも町が実施している「えりも町住宅改修工事等助成事業」の活用のもと、リフォーム時等における住宅の耐震化の促進を図っていきます。

(3) 災害マップ等を活用

えりも町においては、津波浸水をはじめとして様々な自然災害に対する「えりも町ハザードマップ」の作成を行っています。

これらの既存の取り組みを活用し、自然災害全般に関する安全確保に向けた意識啓発等を行っていきます。

(4) 相談体制の充実

まち全体における耐震化の促進に向けては、広く町民における意識の普及等が大切といえ、このためには、役場における耐震に関する相談窓口やその機能が重要な役割を担うものと考えられます。

このことを踏まえ、えりも町が現在実施している住宅関連の相談窓口を活用し、住宅の耐震化についても対応を行い、総合的な視点にて対策を実施していきます。

5-2-2 総合的な施策の推進

(1) 空き家対策の実施

近年の人口減少等により、まちなかでは老朽化している空家の増加がみられる状況です。町では、「えりも町空き家情報登録制度」の運用のもと、空き家の有効活用に取り組んでいるところです。

また、今後は、「空家等対策計画」の策定も予定されており、これらの制度や計画と連動しながら、老朽家屋の状況を把握するとともに、所有者への意識啓発や除却等の促進等を検討し、耐震化率の向上を進めていきます。

(2) 地震に対する安全な環境づくり

地震発生時には、家具の転倒や窓ガラス破損、また、ブロック塀の倒壊・天井崩落・エレベーターの閉じ込め等の発生も懸念されます。

住宅や建築物の耐震化と同様に、これらへの対応も行い、安全な居住環境づくりを進めていきます。

また、看板落下防止や自動販売機の転倒防止など、まちなかにおける地震に起因する事故防止への対応も重要と考えられます。

これらにあわせ、地震に伴う津波やがけ崩れなどによる被害の軽減を図るため、既存のハザードマップ等を活用しながら、総合的な視点において安全な環境づくりを進めていきます。

(3) 地域との連携

自治会など地域組織との連携により、有事の際の迅速な避難活動等や安全性の確保を行っていくことが重要です。これらとともに、平時における危険箇所の点検や意識啓発活動などについても、地域住民により近い立場である地域組織に期待される事項と考えられます。

このような視点において、自主的な防災活動のさらなる活発化に向けて、必要な情報提供

とともに、地域に根ざした専門家や自主防災組織の育成などについて、北海道等の関係機関と連携のもとに検討していきます。

(4) 所管行政庁との連携

「全道住宅建築物耐震改修促進会議」などの機会を通し、関連する取り組みの共有化を図ることにあわせ、所管行政庁と連携しながら耐震化の促進に向けて必要となる取り組み・指導等を行っていきます。

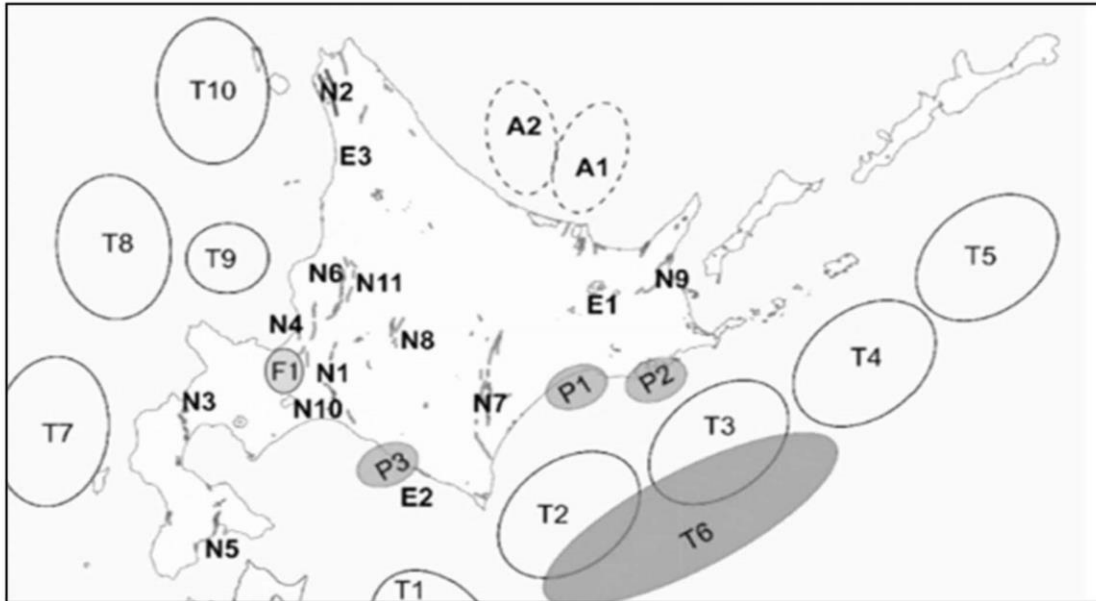
資料編

■北海道における想定地震について

「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」では、「北海道地域防災計画」に基づいて以下の30の地震を想定している。

<想定地震>

[北海道地域防災計画（令和元年（2019年）5月）抜粋]

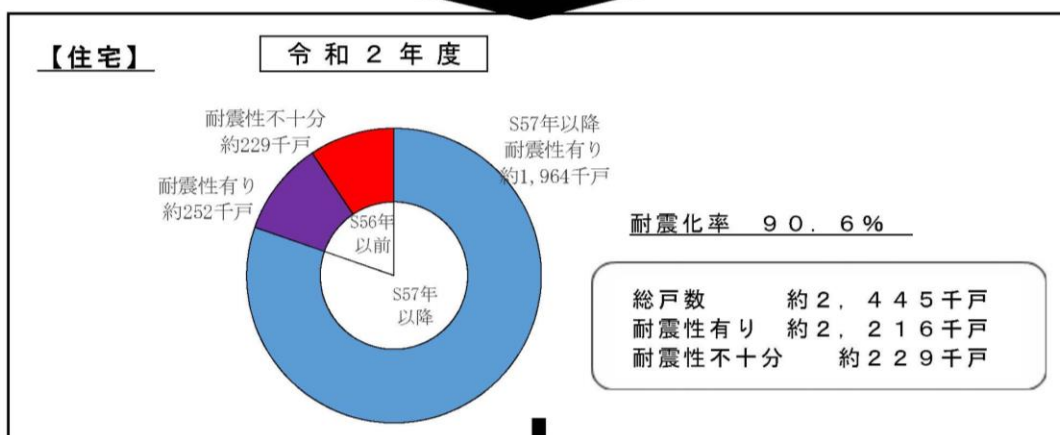
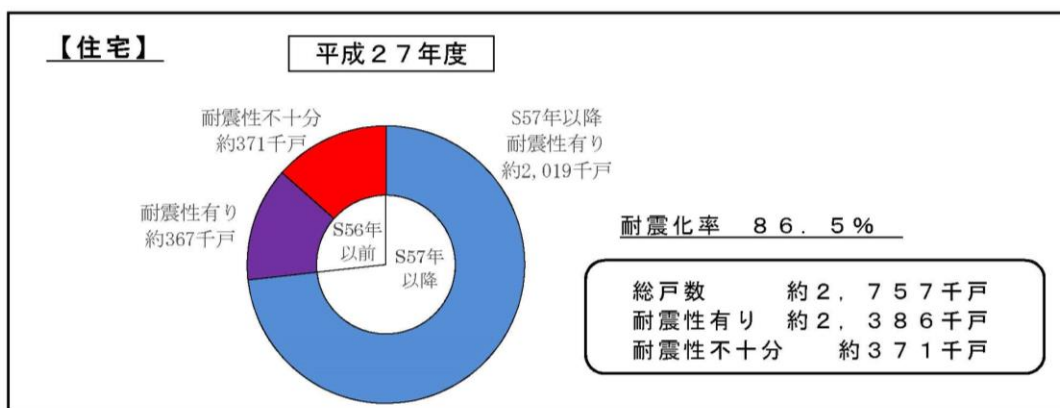


海溝型地震			内陸型地震						
千島海溝／日本海溝	T1	三陸沖北部	活断層帯	N1	石狩低地東縁主部	活断層帯	N9	標津	
	T2	十勝沖			主部北部	伏在断層	N10	石狩低地東縁南部	
	T3	根室沖			主部南部		N11	沼田－砂川付近	
	T4	色丹島沖		N2	サロベツ		F1	札幌直下	
	T5	択捉島沖		N3	黒松内低地				
	T6	500年間隔地震		N4	当別				
日本海東縁部	T7	北海道南西沖		活断層帯	N5	函館平野西縁	既往の内陸地震	E1	弟子屈地域
	T8	積丹半島沖			N6	増毛山地東縁		E2	浦河周辺
	T9	留萌沖			N7	十勝平野		E3	道北地域
	T10	北海道北西沖				主部			
プレート内	P1	釧路直下				光地園	オホーツク海	A1	網走沖
	P2	厚岸直下	N8		富良野				
	P3	日高中部			西部	A2		紋別沖	
					東部				

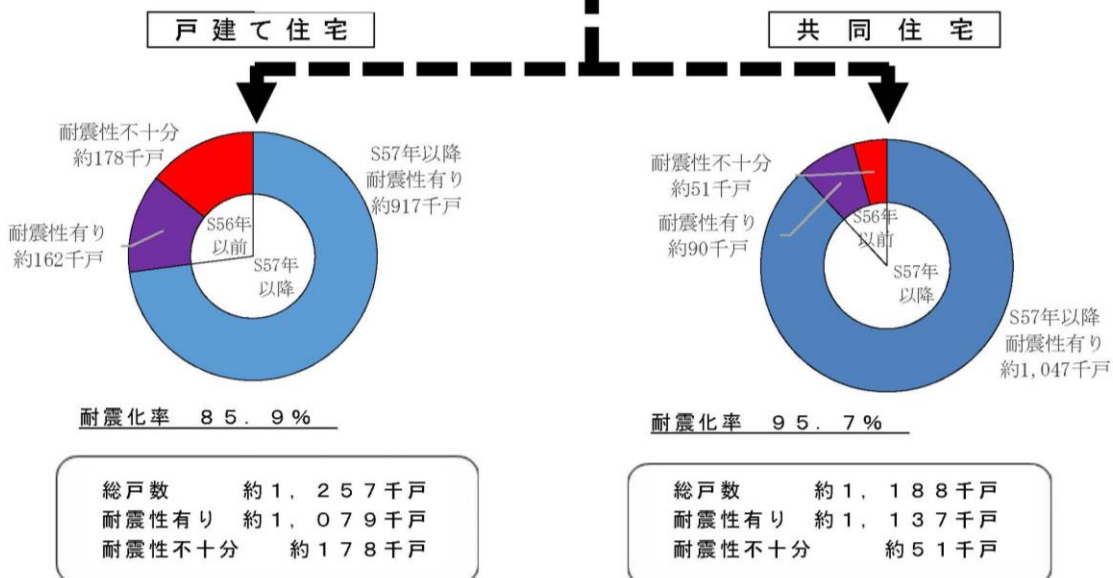
■道内における耐震化の状況について

「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」では、道内の耐震化の状況について次のように推計を行っている。

<道内の耐震化の状況>



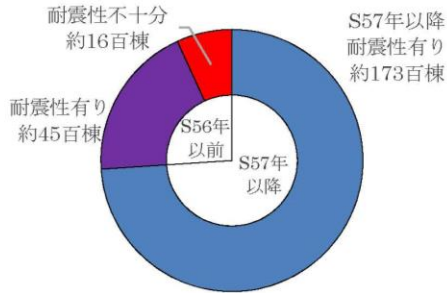
《令和2年度の内訳》



< 道内の耐震化の状況 >

【多数利用建築物】

平成 27 年度



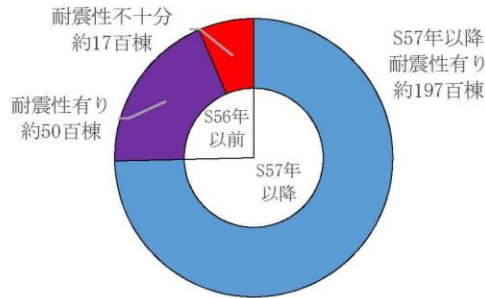
耐震化率 93.0%

総戸数 約234百棟
耐震性有り 約218百棟
耐震性不十分 約16百棟



【多数利用建築物】

令和 2 年度

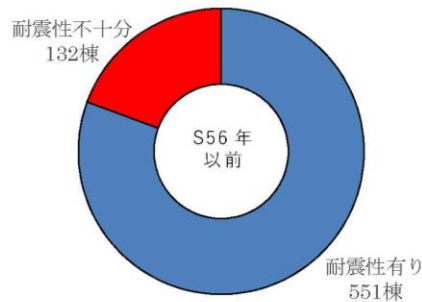


耐震化率 93.7%

総戸数 約264百棟
耐震性有り 約247百棟
耐震性不十分 約17百棟

【耐震診断義務付け対象建築物】

令和 2 年度



耐震化率 80.7%

総戸数 683棟
耐震性有り 551棟
耐震性不十分 132棟
(工事未着手)

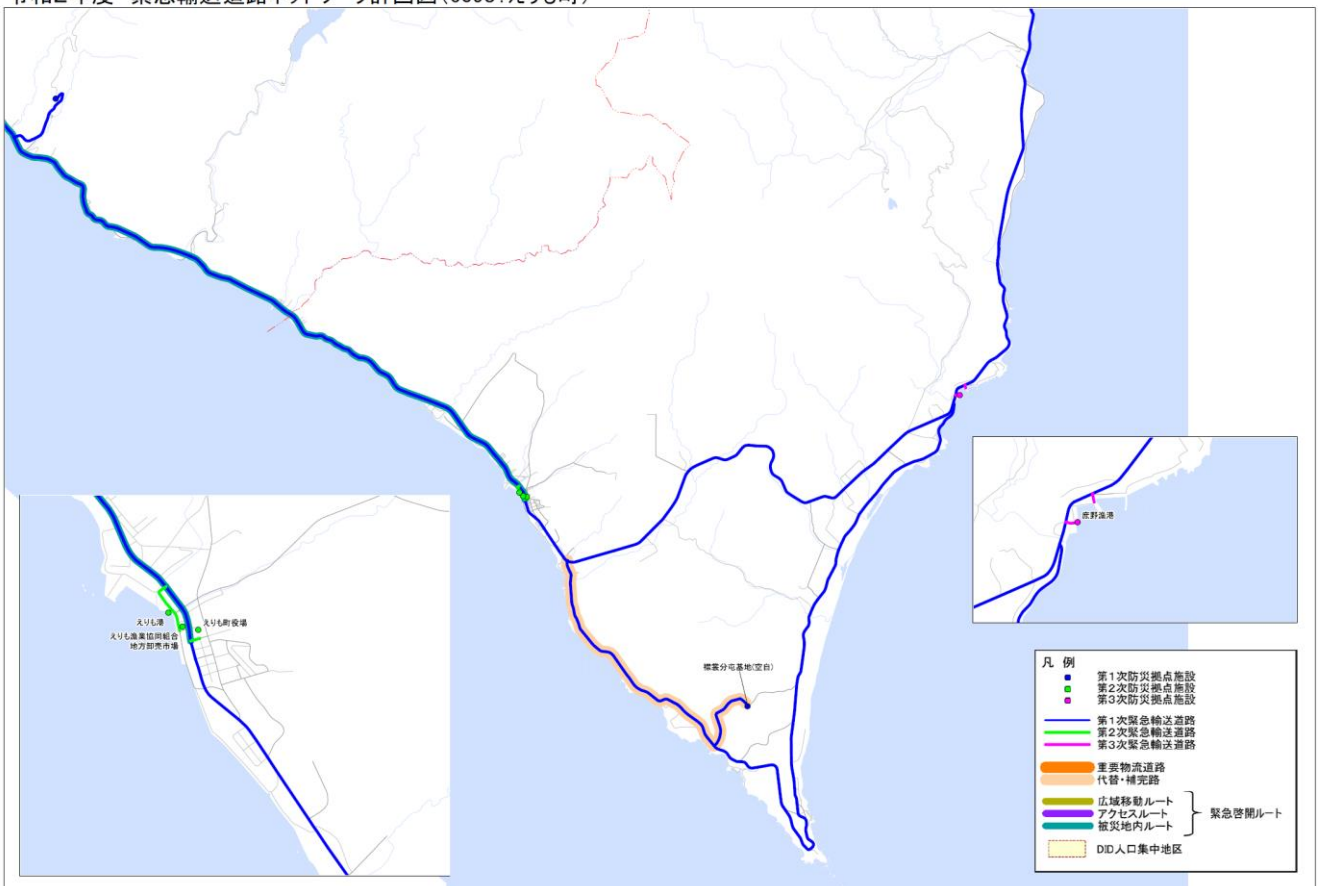
■ 「耐震改修促進法第 14 条 3 号」 関連について
 (地震時に通行を確保すべき道路)

【「北海道耐震改修促進計画 (令和 3 年 4 月)」における記載事項】

地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するために必要な道路として、北海道緊急輸送道路ネットワーク計画において、第 1 次から第 3 次までの緊急輸送道路が位置付けられています。

道では、緊急輸送道路は、地震によって沿道の建築物が倒壊した場合において、緊急車両の通行や住民の避難を確保する必要があることから、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 3 号に規定する道路に指定することとします。

令和 2 年度 緊急輸送道路ネットワーク計画図 (6098: えりも町)



■地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物
(防災拠点建築物)の耐震化について

【「北海道耐震改修促進計画（令和3年4月）」における記載事項】

大規模な地震が発生した場合において、災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設など、その利用を確保することが公益上必要な建築物（防災拠点建築物）のうち、旧耐震基準により建築され、地震に対する安全性が明らかでないものは、耐震診断を行うとともに、耐震改修の促進を図る必要があります。

このため、次のとおり耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づき、地震時に利用を確保することが公益上必要な建築物を指定して、当該建築物の耐震性の確保を図ります。

耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定に基づく要安全確認計画記載建築物として次の建築物を指定する。

耐震改修促進法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物のうち、災害対策基本法第2条に規定する地域防災計画において、地震が発生した場合における避難所として位置付けられているもの、又は位置付けられることが確実なもの

また、地震発生時に避難所として活用することについて、市町村と要安全確認計画記載建築物として必要な協定を締結しているもの